

(作成例)

\_\_\_\_\_全体についての防火管理に係る消防計画

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この計画は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に基づき、\_\_\_\_\_の管理権原者の協議により、建物全体についての防火管理に係る必要な事項を定め、火災、地震等の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

2 各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、別紙1のとおりとし、防火管理業務についての責任を持つものとする。

### (防火管理業務の一部委託)

第3条 防火対象物全体についての防火管理業務の一部は、別紙2のとおり委託するものとする。

## 第2章 統括防火管理者の責務等

### (統括防火管理者の選任)

第4条 消防法第8条の2第1項に基づく統括防火管理者は、管理権原者の協議により、消防法施行令第4条に規定する必要な資格を有する者の中から選任するものとする。

2 統括防火管理者は、\_\_\_\_\_とする。

### (統括防火管理者の権限と責務)

第5条 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体についての防火管理業務を円滑に推進するものとする。

- (1) 防火対象物全体についての消防計画の作成、変更及び届出に関すること。
- (2) 各事業所の防火管理者又は防火責任者及び防火管理業務に従事する者（以下「防火管理者等」という。）に対する指導、指示及び必要な報告に関すること。

- (3) 防火対象物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する  
こと。
  - (4) 防火対象物の廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設の管理に関する  
こと。
  - (5) 火気の使用の制限及び禁止に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、防火対象物全体についての防火管理上必要  
な業務に関すること。
- 2 統括防火管理者は、防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事  
項については消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、防火管理者等に対し、  
火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。
  - 3 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所に周知す  
ること。

#### (各事業所の防火管理者の責務)

- 第6条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指導、指示を遵守すると  
ともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければな  
らない。
- 2 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者が作成する全体の消防計画に適  
合するよう、各事業所の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければな  
らない。
  - 3 各事業所の防火管理者は、相互の連絡を保ち、協力して防火管理業務を行  
わなければならない。

### 第3章 予防管理対策

#### (点検・検査)

第7条 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査は、次によ  
り行うものとする。

##### (1) 防火対象物の法定点検

ア 防火対象物の法定点検は、各事業所の管理権原の及ぶ範囲について  
各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 点検を実施する場合は、各事業所の防火管理者が点検に立ち会う。

##### (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、\_\_\_\_\_の  
責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、\_\_\_\_\_に  
委託して、\_\_\_\_月と\_\_\_\_月の年2回実施する。

- ウ 点検を実施する場合は、\_\_\_\_\_が点検に立ち会う。
- (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検
- ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、共用部分は、\_\_\_\_\_、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。
- イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等は各事業所の計画による。
- ウ 統括防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて実施するよう、各事業所の防火管理者に指示する。
- (4) 建物等の検査等
- ア 建物の定期検査は、\_\_\_\_\_の責任により行う。
- イ アの検査を実施する場合は、統括防火管理者及び検査を行う部分の各事業所の防火管理者が立ち会う。
- ウ 建物、火気設備器具、避難施設及び防火設備の自主検査は、共用部分については、\_\_\_\_\_、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。
- エ 自主点検・検査を実施する方法、時期等は、各事業所の消防計画に基づき実施する。

#### (防火管理維持台帳の作成、整理及び保管)

第8条 各事業所の管理権原者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整理及び保管しておく。

#### (不備欠陥箇所の改修)

第9条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、第7条の責任範囲により各事業所の管理権原者が行う。

2 自主点検・検査、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各事業所の防火管理者は、改修計画を樹立し、改修を行う。

#### (従業員等の遵守事項)

第10条 当建物に勤務し、又は出入りする者が火気を使用する場合及び避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画に定める。

#### (工事中の安全対策)

第11条 管理権原者のうち、主要なものは、複数の事業所にわたる増築、模様替え、消防用設備等の機能に支障をきたす等の工事が行われる場合、統括防火管理者及び当該工事を行う各事業所の防火管理者と協力して「工事中の消

防計画」を作成させ、届出をする。

#### (放火防止対策)

第 12 条 放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は、次の対策を推進する。

- (1) 防火対象物内外における可燃物の除去
- (2) 物置、空室、ゴミ集積所等における施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者の監視
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか必要な事項

#### (避難施設の維持管理等)

第 13 条 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理、収容人員の管理及び避難通路の確保に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

- 2 統括防火管理者は、避難施設上に避難の支障となる物件を存置している状態を是正しようとし、しない防火管理者に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。

#### (危険物製造所等)

第 14 条 危険物施設の保安管理及び保安体制については、各事業所の管理権原者の責任において定める。

## 第 4 章 自衛消防活動

#### (自衛消防隊)

第 15 条 自衛消防隊は、本部隊と地区隊を設け、地区隊は、各事業所の消防計画に定める自衛消防隊とし、本部隊は、別紙 3 のとおりとする。

- 2 自衛消防隊長は、各事業所の管理権原者の代表者とし、火災、地震等の災害活動及び訓練の実施に当たり、指揮、命令等の一切の権限を有するものとする。

#### (自衛消防隊の活動)

第 16 条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

- (1) 本部隊と地区隊とは、相互に協力し、火災、地震等に対処するものとする。
- (2) 本部隊は、自衛消防活動の中核をなし、火災等が発生した地区隊と協力して災害活動に当たるものとする。
- (3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した当該地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動は、各事業所の防火管理者が定める消防計画によるものとする。

- (4) 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、発生した地区と隣接する地区の地区隊又は自衛消防隊長の命令を受けた地区隊を除いて、全て避難誘導に当たるものとする。

**(本部隊の任務・体制)**

第17条 本部隊の主な任務は次のとおりとし、災害発生時に初動対応及び全体の統制を行う。

- (1) 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
  - (2) 消防隊に対する建物の構造、その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導
  - (3) 在館者に対する指示
  - (4) 関係機関や関係者への連絡
  - (5) 消防用設備等の操作運用
  - (6) 避難状況の把握
  - (7) 地区隊への指揮や指示
  - (8) 全各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 自衛消防隊長は、地区隊が活動している場合、当該地区隊に対し、協力するとともに、指揮統制を行い、他の地区隊に支援を要請し、活動させることができる。
- 3 自衛消防隊長は、自衛消防隊全体を指揮するとともに、本部隊を直接指揮する。
- 4 本部隊の体制は、指揮班、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班により構成するものとし、その任務は次のとおりとする。
- (1) 指揮班
    - ア 自衛消防隊長の補佐
    - イ 自衛消防本部の設置
    - ウ 消防隊への情報提供及び資料の提出、災害現場への消防隊の誘導等消防隊の支援
    - エ アからウに掲げるもののほか、指揮統制上、必要な事項
  - (2) 通報連絡班
    - ア 被害・避難状況等の情報及び資料の収集
    - イ 消防機関への通報
    - ウ 全事業所への災害の通報
    - エ 自衛消防隊長の指示、命令の地区隊への伝達及び各地区隊との連絡
  - (3) 初期消火班
    - ア 出火場所へ直行し、消火器及び屋内消火栓等による消火作業
    - イ 地区隊が行う消火作業への指揮指導
  - (4) 避難誘導班
    - ア 災害発生箇所へ直行し、避難開始の指示命令の伝達
    - イ 非常口の開放

- ウ 避難上障害となる物品の除去
  - エ 逃げ遅れ、要救護者の確認及び本部への報告
  - (5) 安全防護班
    - ア 火災発生地区へ直行し、防火戸、防火シャッターの閉鎖
    - イ 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止
    - ウ エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
    - エ 立入禁止区域の設定
  - (6) 応急救護班
    - ア 応急救護所の設置
    - イ 負傷者の応急措置
    - ウ 救急隊との連携、情報提供
- 5 休日、夜間等に発生した災害に対しては次の措置を行い、休日、夜間等における自衛消防隊組織は、別紙4のとおりとする。
- (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、対象物内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、各事業所の防火管理者等関係者に緊急連絡網により急報する。
  - (2) 消防隊に対しては、火災の発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

## 第5章 地震対策

### (地震による被害に対する予防措置)

第18条 防火管理者等は、地震による被害を軽減又は防止するために次の措置を講じなければならない

- (1) ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置
- (2) 窓ガラス、看板、広告塔等の落下又は飛散防止措置
- (3) 火気使用設備・器具からの出火防止措置
- (4) 危険物等の流出又は漏洩防止措置
- (5) 震災用の備蓄品及び救出用資機材の確保並びに定期的な点検

### (地震発生時の安全措置)

第19条 地震が発生した場合には、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 地震発生直後は、従業員及び来館者の安全を守ることを第一優先とする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、速やかに元栓及び器具栓の閉止並びに電源遮断を行う。
- (3) 火元責任者は、火災等の二次災害の発生を防止するため、速やかに建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、防火管理者等に

異常を報告するとともに、異常が認められた場合には直ちに応急措置を行う。

#### (地震発生後の自衛消防活動)

第 20 条 地震後における活動は、第 17 条第 4 項及び第 5 項に定める任務のほか、次の事項について行うものとする。

##### (1) 出火防止の措置

各班は、各区域の火気使用設備・器具等の使用停止及び停止確認をするとともに、その報告を自衛消防隊長へ行うものとする。

##### (2) 情報の収集

通報連絡班は、被災状況を確認するとともに、火元責任者等から積極的に情報を収集し、自衛消防隊長へ報告する。

##### (3) 消火活動

初期消火班は、消火器等を携行して出火危険個所を確認し、出火防止措置を行う。また、火災発生時には初期消火に当たるものとする。

##### (4) 避難誘導

避難誘導班は、避難経路を確保し、在館者及び従業員を指定された避難場所へ誘導するものとする。

## 第 6 章 防災教育及び訓練

### (教育)

第 21 条 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識及び技術を高めるための教育を行う。

2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

### (教育の内容)

第 22 条 防火管理業務に従事する者に対する教育の内容は、次による。

(1) 全体についての防火管理に係る消防計画の周知徹底

(2) 火災予防上の遵守事項

(3) 自衛消防隊の編成とその任務

(4) 消防用設備等及び防災設備等の機能及び取扱要領

(5) 前各号に掲げるもののほか、火災及び震災予防上必要な事項

### (自衛消防訓練)

第 23 条 統括防火管理者は、全ての事業所が参加する消火、通報及び避難訓練を実施する。

2 統括防火管理者は、前項の訓練に参加しない事業所の防火管理者等に対し、訓練の参加を促すことを指示することができる。

3 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

**(訓練の内容)**

第 24 条 訓練は次により実施する。

- (1) 総合訓練は、本部隊と地区隊が一体となって、\_\_\_月及び\_\_\_月に実施する。
- (2) 統括防火管理者は、前号の訓練を実施する場合は、事前に中間市消防長へ届出をする。
- (3) 統括防火管理者は、訓練の実施結果について検証し、その検証結果については、次回の訓練に反映させる。

附 則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。



## 各管理権原者の責任範囲

NO.	事業所名	管理権原者 役職・氏名	責任範囲
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

※管理権原者が建物内に多数存在し、各管理権原者の責任範囲を本表に明示することが困難な場合は、図面等に当該管理権原者の責任範囲を明記する。

## 全体についての防火管理業務の委託状況票

&lt; 方式 &gt; (平成 年 月 日現在)

受 託 者	
氏名 (名称)	
住所 (所在地)	☎
担当事務所	☎
防火管理業務の 範 囲	
防火管理業務の 方 法	

## 自衛消防隊・本部隊の編成表

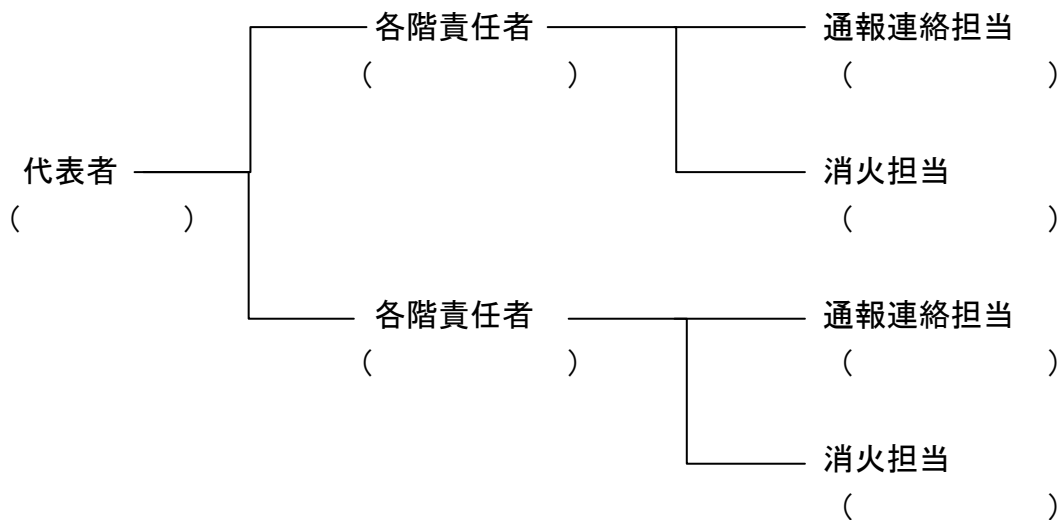
自衛消防隊長 _____	
本部隊の編成	
指揮班	班長： 班員： ：
通報連絡班	班長： 班員： ：
初期消火班	班長： 班員： ：
避難誘導班	班長： 班員： ：
安全防護班	班長： 班員： ：
応急救護班	班長： 班員： ：

※自衛消防隊長不在時の指揮代行順は、以下のとおりとする。

指揮班長、通報連絡班長、初期消火班長、避難誘導班長、安全防護班長、応急救護班長

休日、夜間の自衛消防組織編成表

1. 休日の指揮体制



2. 夜間の指揮体制

